

鶴岡市農業委員会第7回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 6月11日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明 2番 渡部 長和 3番 小林 義一 4番 佐藤 みほ 5番 工藤 久子 6番 大沼 恒司 7番 高橋 好博 8番 金野 匡良 9番 新館 登 10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力 7番 高橋 聡 8番 丸山 伸一 9番 高橋 文雄 10番 前田 浩 11番 佐々木 貢昌 12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫 15番 清野 吉喜
遅参委員	12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届はありません。遅参は、12番鈴木聡推進委員、13番伊藤由紀子推進委員から出されております。定足数に達しておりますので、ただ今より第7回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議事録署名委員を5番 工藤久子委員と、6番 大沼恒司委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議長	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の競売(公売)に係る売却決定に対する農地法第3条の規定による所有権移転の許可について 報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について》
	(説明)《報告第3号 農地の競売(公売)に係る売却決定に対する農地法第3条の規定による所有権移転の許可について》
	(説明)《報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説明)《報告第5号 農地の転用事実に関する照会について》
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございます。3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いいたします。4番 井上佳奈子推進委員
4番推進委員	4番推進委員井上です。藤3番から藤5番の賃貸借権設定の現地調査について、報告します。3件とも■■■さんが耕作してきた農地で期間満了となったため再設定するものです。■■■さんは主にネギを作付けており、地域の農業者とも問題なく耕作しております。農地法第3条第2項各号の不許可用件には該当しないと確認いたしましたので、報告いたします。
議長	7番 高橋 聡推進委員
7番推進委員	羽3の案件ですけれども、6月7日碓氷委員と私と事務局で現地調査を行いました。譲渡人の要望により、現在の耕作者の■■■■さんが買受することになったもので、■■■さんの耕作面積は少ないながら一生懸命耕作、管理しております。農地法第3条第2項各号には該当していないことをご報告申し上げます。
議長	11番 佐々木 貢昌推進委員

11 番 推進委員	<p>11 番推進委員佐々木です。櫛引の案件ですけども、6 月 7 日午後 4 時 30 分より、小林委員、私と事務局 2 名で確認いたしました。櫛 8 に関しては、この 2 名は親戚関係でして、現在の耕作者から買受の申し出があったようです。現在はブルーベリーやいちじくを栽培しております。次に櫛 9 ですが、これは現在の耕作者から買受の申し出があったもので、受け手の方は西片屋ファームの代表を務めておりまして、個人ではさくらんぼを栽培しております。それから、櫛 10 の件ですが、農業者年金受給のための親子間の使用貸借でありまして、すべての農地をきちんと耕作しております。</p> <p>以上 3 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について≫</p>
議 長	<p>ありがとうございます。4 条案件ですので、現地調査の報告をお願いいたします。 11 番 佐々木 貢昌推進委員</p>
11 番 推進委員	<p>推進委員 11 番佐々木です。この 4 条案件も、6 月 7 日午後 4 時 30 分より小林委員と私、事務局 2 名で確認いたしました。現在観光農園の隣にある直売所は以前転用したのですが、今回は直売所の隣の農地を駐車場と作業場として整備するためのもので、周りにも何ら問題ないと確認しましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) ≪議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫</p>
議 長	<p>ありがとうございます。5 条案件ですので、現地調査の報告をお願いいたします。 7 番 高橋聡推進委員</p>
7 番 推進委員	<p>推進委員 7 番 高橋です。先程の報告と同じ 6 月 7 日、碓氷委員、事務局と現場を確認してきました。隣接地の培土採掘が終わりまして、隣に移るわけですが、今まで周りの人から苦情等出たことはなく、終わった所は充分いい畑になっており、今後も大丈夫と判断してきましたので、ご報告申し上げます。</p>

議 長	ありがとうございます。それでは14番 亀井 龍夫推進委員
14番 推進委員	14番亀井です。朝2、3の案件で報告いたします。6月3日午後1時半から、事務局2名委員5名で会議終了後、現地確認を行いました。送電線の鉄塔建設のため、工事車両駐車場及び資材置き場として山頂の工事現場に一番近い所の土地を転用するものです。一時的な利用であり、周辺農地の営業活動へも支障はないと判断いたしました。 朝3についても電気関係に係るもので、名川発電所の点検工事に伴い、工事車両の5台の駐車場と工事作業現場事務所及び、休憩所としてプレハブを設置するため一時的に利用するものです。転用する場所は道路を挟んだ農地はありますが、隣り合う農地はなく独立しているため、周辺農地の営農活動へは支障はないものと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り決しました。続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第4号 農用地利用集積計画による許可申請について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。6番 大沼委員。
6番委員	6番大沼です。16ページの藤48の使用貸借のことで、藤島の調整委員会での質問にもあったのですが、本当に使用貸借ということをやっているのか、確認させていただければと思います。合わせて18ページの朝39、朝40の使用貸借についても聞かせていただければと思います。
事 務 局	藤48の庄内たがわ農協と■■■■さんとの使用貸借ですが、この農地は庄内たがわ農協が所有する試験田で、庄内たがわ農協は売却したい考えだが、現在の借人の■■さんには購入する意思がないため、短期間の使用貸借となっているということでした。
6番委員	賃貸借は発生していないということでもいいですか。
事 務 局	現在、庄内たがわ農協と状況確認中ですので、まだわかりません。
6番委員	私も庄内たがわ農協の役員なものですから、その後また確認させていただきたいと思います。
事 務 局	朝40は面積自体大きいものの、山の上というちょっと不便な場所にあるため、以前から使用貸借としていたものです。朝39についても、山の上でちょっと場所が悪く、あまり土もよくない農地であり、今までの耕作者が、高齢になりできなくなったため、まんてんから、使用貸借で引き受けていただきました。
議 長	大沼委員よろしいでしょうか。

6 番 委 員	いいです。
議 長	他にありませんか。 ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全 員 賛 成 ）
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案通り決しました。 以上で本日の審議はすべて終了いたしました。続きまして、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	（説明）《農業者年金の裁定請求について》
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質問のある方は挙手を願います。
	（ 発 言 者 な し ）
議 長	ないようですので、これを持ちまして第7回東部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午 前 10:05
議 長	議 長 <u>佐久間 豊</u> 議 事 録 署名委員 <u>工藤 久子</u> 議 事 録 署名委員 <u>大沼 恒司</u>